

花粉症対策林整備推進事業（拡充）

【平成21年度予算額 81,000（81,000）千円】

事業のポイント

首都圏等への花粉飛散量が多いと推定される地域において、スギ人工林を伐採・利用し、当該跡地に少花粉スギや広葉樹の植栽を促進させるための資金を造成し、花粉症対策品種の安定供給体制の整備や林種転換への助成を推進します。

- ・ スギ花粉症の全国実態調査（日本アレルギー協会等）では、スギ花粉症有病率が関東、東海、近畿ブロックで高くなっているほか、これらの都道府県から花粉対策の充実強化に対する要望が増大。
- ・ 一方、少花粉スギ苗木の供給は、年間11万本（18年度）程度と少量。

政策目標

平成24年度までに少花粉スギ苗木を年間概ね100万本供給する体制を整えるとともに、5年間で首都圏等への花粉飛散量が多いと推定される地域において、合計1.4万haのスギ人工林の林種転換を実施します。

< 内容 >

平成20年度「花粉の少ない森林づくり対策事業」において、首都圏等への花粉飛散量が多いと推定される地域を主体に、スギ人工林を伐採・利用し当該跡地に少花粉スギや広葉樹の植栽を促進させるための協力金制度や少花粉スギ品種等の花粉症対策品種を安定的に供給する体制を整備するために必要な資金を造成したところです。

これらの事業の円滑な実施を図るため、中央の民間団体が行う都道府県レベルの団体への指導、連絡・調整等及び都道府県レベルの団体が行う花粉症対策苗木の安定的な確保・供給、「事業対象区域」におけるスギ人工林の少花粉スギ林や広葉樹林への円滑な転換に必要な調査・普及啓発等への助成を行います。

また、特に、事業の進捗に伴い、花粉症対策苗木の委託生産が本格化することから、都道府県間における需要量及び供給量について、全国的な視野からの調整を実施するための助成を新たに行います。

< 補助率 >

定額

< 事業実施主体 >

民間団体

< 事業実施期間 >

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁研究・保全課]